奈良県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路　線　名　大和郡山環状線

三　道路の区域

路線番号	区間	備考
2　4　9	大和郡山市城町一六五三番一先から 大和郡山市外川町一三番三先まで	シブト池高架橋① L＝一六〇m シブト池高架橋② L＝八〇m

四　供用開始年月日　平成二十二年九月三十日